

資料 1

新潟市報道資料

令和 6 年 1 月 2 6 日

報 道 各 位

新潟市 建築部 建築保全課

【新潟市独自支援】令和 6 年能登半島地震で住宅被害を受けた方に対して、市独自の支援を実施します。（住宅の建替・購入）

令和 6 年能登半島地震による液状化等の影響で住宅への被害が多く発生していることから、先行している国や県、市の修繕支援制度に加え、住宅の建替、購入に対する支援を実施することとしました。

【市独自の支援概要】

○新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業

○罹災証明書の区分に応じて支援（中規模半壊以上）

○支援の上限額

区 分	罹災証明書の住家の被害	支援額（上限額）
建替・購入	全壊	100 万円
	大規模半壊	100 万円
	中規模半壊	50 万円

※建替又は購入する住宅は、新潟市内のものに限ります。

○制度についての相談は 1 月 2 7 日（土）より各被災相談窓口で開始します。

※詳細は、今後作成するリーフレットや市ホームページをご確認ください。

資料 2

新潟市報道資料

令和6年1月26日

報道各位

新潟市 建築部 建築行政課

【新潟市独自支援】令和6年能登半島地震を受け、危険ブロック塀等の撤去について支援を拡充します。

令和6年能登半島地震の発災当初より、市内各所でブロック塀等の倒壊被害が報告されており、道路へ倒壊したことによる交通への影響等が確認されています。

これを受け、市として、これまでも危険ブロック塀等の撤去工事に対する補助を行っていますが、公共の用に供する道路等の安全確保をより一層推進するため、危険な状態のブロック塀等の撤去について、当面の期間、支援を拡充して実施することとしました。

【市独自の支援概要】

○新潟市被災ブロック塀等撤去工事補助事業

○支援上限額：20万円（m単価上限額：17,400円/m）

○補助率：要する費用の2/3（消費税相当額を除く）

○対象：道路等*に面する危険な状態のブロック塀等

※道路等：一般の通行の用に供する道路等または公園

○罹災証明書がなくても対象とします。

○住宅のほか、アパートや店舗、事業所等のブロック塀等も対象とします。

○高さが1m未満のブロック塀等も対象とします。

○危険部分を全撤去かつ撤去後の高さが1m未満となるものを対象とします。

○ブロック塀等と一体となっている基礎の撤去も対象とします。

○すでに撤去を終えているものについても対象とします。

※工事の前後写真、見積書、領収書等が必要です。

○制度についての相談は1月27日（土）より各被災相談窓口で開始します。

※詳細は、今後作成するリーフレットや市ホームページをご確認ください。



被災したブロック塀

資料 3

新潟市報道資料

令和 6 年 1 月 2 6 日

報 道 各 位

新潟市住環境政策課

【新潟市独自支援】 令和 6 年能登半島地震により、現在の住宅に住むことができなくなり、転居を余儀なくされた方の引越し費用を支援します。

令和 6 年能登半島地震により住宅被害を受けた方が、市営住宅や賃貸型応急住宅などへ転居する場合、市独自の制度として、引越し費用の支援を実施することとしました。

【市独自の支援概要】

○被災者転居費支援事業

○罹災証明書の区分が半壊以上の方（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）で、
転居に伴い引越し費用が発生した方

○支援額

初回の引越しにかかった費用の 1 / 2 上限 1 5 万円

（申請時に引越し業者に支払った領収書等が必要、消費税を除く）

1 世帯あたり 1 回

○制度についての相談は 1 月 2 7 日（土）より各総合窓口で開始します。

※詳細は、今後作成するリーフレットや市ホームページをご確認ください。

資料 4

新潟市報道資料

令和 6 年 1 月 2 6 日

報 道 各 位

新潟市災害対策本部

「令和 6 年能登半島地震 被災者支援の手引き」のWEB版を公開

—スマートフォンなどで、被災状況に応じた支援制度が検索できます—

被災された皆さまの生活再建にかかる支援制度の申請に役立てていただくため、「令和 6 年能登半島地震 被災者支援の手引き」のWEB版を 1 月 2 9 日から公開します。

現在、被災者支援制度は、支援金の支給をはじめ税金や保険料の減免、貸付など、約 1 0 0 項目を「手引き」としてまとめ、PDF 版を市ホームページに掲載していますが、WEB 版では、スマートフォンなどで被災状況や家族構成などを選択すると、受けられる支援制度の候補が抽出されます。

罹災証明書の交付が始まり、各支援制度の申請が本格化していく中、被災者の皆さまが対象となる支援情報にアクセスしやすくなり、窓口でのスムーズな申請や相談につながるようサポートします。

【 公開日 】

令和 6 年 1 月 2 9 日（月曜）午前 9 時

【 「被災者支援の手引き」WEB版の利用方法 】

市公式ホームページのほか、市 LINE 公式アカウント下部のメニューバーに、二次元コード・URL を掲載します。

<市公式HP>

1/29 午前 9 時公開



(利用にあたっての注意点)

- ・支援制度の内容は、1 月 2 6 日時点の内容で掲載します。
なお、新たな支援制度が追加された場合は、WEB 版の内容も随時更新していきます。
- ・一定の条件に基づいて対象となる可能性がある支援制度を抽出し、一覧で表示します。(国・県制度も一部含まれます)
なお、個々の条件によっては、この他の制度に該当する場合がありますので、ご不明な点は各窓口へご相談ください。



大切なお知らせ

【Vol.2】

り災証明書は、以下の窓口で交付します【1月24日から】

り災証明書の交付方法が、「郵送」から「窓口での交付」に変更となりました

<被災相談窓口>

西区役所 (健康センター棟)	黒埼地区 総合体育館	西総合 スポーツセンター	中央区役所 (NEXT21・5階)	曾野木地区 公民館
1月24日(水) ~2月29日(木)	1月24日(水) ~3月31日(日)	1月29日(月) ~3月31日(日)	1月24日(水) ~3月31日(日)	1月24日(水) ~3月31日(日)

【被災相談窓口 開設時間】 午前9時~午後6時 (土・日曜、祝・休日含む)

り災証明書交付までの流れ

- 1 家屋被害認定調査が完了した方（調査済証をお持ちの方）を対象に、**被害の大きい方から交付のご案内を順次送付**します。（1月20日~）
- 2 **ご案内が届いた方は、上記の「被災相談窓口」へお越しください。**

※ 原則、お住まいの区の「被災相談窓口」をご利用ください（土・日曜、祝・休日含む）

※ 西区、中央区、江南区以外の区の「被災相談窓口」は、準備ができ次第お知らせします

《お問い合わせ》り災証明書の手続きに関すること 税制課 ☎ 025-226-1502

り災証明書の交付と併せて、以下の相談に応じています

- 生活の立て直しのための給付・貸付
- 住宅などの修理
- 一時的に転居するための住宅の相談・申込
- 水道料金・下水道使用料の免除

制度の内容は、
裏面をご覧ください

《被災相談窓口に関するお問い合わせ》

新潟市役所コールセンター
☎ 025-243-4894
広聴相談課
☎ 025-226-2094

「り災証明書」の判定に応じた主な支援内容をご案内します

(注) 表の数値は、支援の **<上限額>**

り災証明書の判定結果	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
<各種支援内容>						
▼ 生活の立て直しのための給付・貸付						
【1】被災者生活再建支援金 お住まいの住宅が大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	400 万円	300 万円	150 万円	50 万円	—	—
住宅の再建方法などによって異なります。						
【2】災害援護資金貸付 <small>返済あり・所得制限あり</small> 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	○	○	○	○	家財に価額の1/3以上の被害がある場合は対象となります。	
被害の程度などによって異なります。						
▼ 住宅などの修理や解体						
【3-1】被災者住宅応急修理 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	修理して居住可能となる場合は、対象となる場合あり	170.6 万円	120.6 万円	120.6 万円	64.3 万円	—
【3-2】液状化等被災住宅修繕支援 【3-1】の自己負担部分や住宅敷地内の修理 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	100 万円	100 万円	50 万円	50 万円	30 万円	10 万円
住家に被害がなく車庫や外構のみの被害の場合は、支援の対象になりません。						
【4】被災した家屋等の解体・撤去 《循環社会推進課・廃棄物対策課》 ☎ 025-226-1391 <small>2月中に受付開始予定</small>	○	○	○	○	—	—
市が所有者に代わって解体・撤去する場合は、全額公費で負担します。						
▼ 一時的に転居するための住宅の相談・申込						
【5】市営住宅の入居相談 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2817	○	○	○	○	(○)	(○)
住宅の被害が応急危険度判定で「危険」の方も対象になります。						
【6】賃貸型応急住宅の相談・申込 入居人数に応じた家賃上限などの条件あり 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2813	○	(○)	(○)	(○)	—	—
住宅として再利用できず、解体を行う方なども対象になります。						
▼ 水道料金・下水道使用料の免除						
【7】水道料金・下水道使用料の免除 《水道局コールセンター》 -水道料金 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課》 -下水道使用料 ☎ 025-226-2959	○	○	○	○	○	○
【免除期間】1月1日を含む期間（通常2か月分） り災証明書がなくても、漏水があった場合は減額の対象となります。						
【8】私道の災害復旧 《道路計画課》 ☎ 025-226-3045	り災証明書がなくても、地震の影響で車両などの通行が困難となった私道の原形復旧工事について支援します。【受付開始：2月1日～】					

その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎025-243-4894【受付時間】8:00～21:00

資料6

新潟市報道資料

令和6年1月26日

報道各位

新潟市市民生活部

被災相談窓口で「心配ごと相談」を開設します

～被災による不安や悩みをお聴きします～

令和6年能登半島地震により被災した方に寄り添い、不安や悩みを軽減するため、被災相談窓口会場内に「心配ごと相談」を設置します。

- 内容** 被災によって生じた不安や悩み、からだやこころの不調、孤独感などを傾聴します。また、必要に応じて関係機関をご案内します。
- 期間** 令和6年1月29日(月)～3月31日(日)(予定)
- 時間** 9:00～18:00
- 会場** 西総合スポーツセンター(被災相談窓口会場内)
- 相談時間** 一人30分程度

その他、利用できる市の相談窓口

相談先	相談内容	開設時間・電話番号
健康福祉課 地域保健福祉担当	からだの相談	平日 8:30～17:30 各区健康福祉課
こころの健康センター	こころの相談	平日 8:30～17:00 025-232-5560
新潟市児童相談所	子ども(18歳未満)のこころ や行動に関する相談	平日 8:30～17:30 025-230-7777
新潟市配偶者暴力 相談支援センター	配偶者やパートナーから の暴力に関する相談	【電話】月・水 9:00～17:00 火・木・金 9:00～20:00 【面接】平日 9:00～17:00 025-226-1065
健康福祉課 女性相談員	女性が抱える困難な問題 に関する相談	平日 9:00～16:00 各区健康福祉課
アルザにいがた相談室 こころの相談	様々な悩みの相談	【電話】水・日 10:00～15:30 金 14:00～19:30 【面接】火・水・木・土 10:00～17:00 025-245-0545

令和 6 年能登半島地震に関する災害対応概要（速報値）

令和 6 年 1 月 26 日（金）8 時 00 分現在
新潟市災害対策本部事務局

1 被害状況

(1) 人的被害

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重傷者	0	0	0	0	0	0	1	0	1
軽傷者	0	4	5	2	0	3	6	1	21

※石川県へ帰省中に罹災した死者 1 名（被害者数については、石川県で掲載）

(2) 建物被害

①建物被害状況

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
全壊	0	0	6	0	0	1	61	1	69
半壊	2	0	63	39	3	3	1,358	17	1,485
一部損壊	48	51	161	65	50	59	3,857	224	4,515

※損害判定基準（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）

- ・全壊 50%以上
- ・半壊 20%以上50%未満
- ・一部損壊 全壊及び半壊に至らないもの

②応急危険度判定【終了しました】

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
申請	5	7	140	81	24	13	1,437	37	1,744
うち 実施済み	5	7	140	81	24	13	1,437	37	1,744

※危険度判定結果：赤（危険）：172 黄（要注意）：769 緑（調査済み）：803

③罹災証明

ア. 罹災証明申請件数

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
申請	87	142	1,310	797	289	331	7,342	457	10,755

イ. 被害認定調査の実施状況

実施済棟数	53	51	284	123	56	64	6,846	245	7,722	
内 訳	全壊	0	0	6	0	0	1	61	1	69
	大規模 半壊	1	0	22	11	1	0	396	2	433
	中規模 半壊	1	0	1	0	2	0	15	7	26
	半壊	0	0	40	28	0	3	947	8	1,026
	準半壊	10	5	33	15	21	30	753	95	962
	一部 損壊	38	46	128	50	29	29	3,104	129	3,553
	被害確認 できず	3	0	54	19	3	1	1,570	3	1,653

※被害の多い地域については、罹災証明の申請がない建物についても調査を行っている場合があるため、実施済棟数が申請件数を上回ることがあります。

ウ. 罹災証明交付件数

交付	0	0	10	14	0	0	186	0	210
----	---	---	----	----	---	---	-----	---	-----

(3) 道路被害路線数

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
国県道	0	0	3	1	0	0	1	0	5
市道	0	0	77	21	0	6	211	1	316

(4) 学校被害

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
被害	13	14	23	10	12	10	26	15	123

2 避難の状況

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
開設 避難所	0	0	0	0	0	0	2	0	2
避難者 (人)	0	0	0	0	0	0	22	0	22

3 液状化による泥処理について

(1) 土嚢袋配布状況

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
枚数	0	0	7,372	5,635	112	327	313,590	33	327,069

(2) 土嚢袋配布場所

中央区総務課

江南区地域総務課

秋葉区区民生活課

南区建設課

西区役所、黒崎出張所、西出張所、中野小屋連絡所

4 水道

(1) 断水

市内の断水はほぼ解消

※配水管(水道本管)の漏水修理が完了

(2) 応急給水場所

西区役所、黒埼北部公民館

5 下水道

- ・管きょ約 69km の一次調査（マンホール内目視調査）が完了
- ・一次調査結果に基づく被害状況の確認を行い、二次調査（管路内 TV カメラ調査等）の対象路線を集約（約 32 km）
- ・順次、二次調査を実施中

6 ボランティア

- ・1月3日 西区社会福祉協議会が災害ボランティアセンター設置
 - ・活動人数 1,255 人、活動件数 212 件（主に土砂の撤去や家財搬出など）
- ※1月25日までの累計

報道各位

新潟市危機管理防災局防災課

2月1日（木）より、北・東・秋葉・南・西蒲区の区役所等の庁舎において、被災相談窓口を開設します。

1月24日（水）より、西区役所、西区の黒埼地区総合体育館、中央区役所、江南区の曾野木地区公民館の4箇所に被災相談窓口を開設し、1月29日（月）からは、西区の西総合スポーツセンターにおいても被災相談窓口を開設します。

上記3区に加え、他の5区（北・東・秋葉・南・西蒲区）においても、2月1日（木）から、被災相談窓口を開設しますので、広報にご協力をお願いいたします。

記

1. 開設場所

区	開設場所
北区	北区役所1階（交流スペース）
東区	東区役所1階（南口エレベーター前フロア）
秋葉区	秋葉区役所1階
南区	南区役所1階（101会議室）
西蒲区	西川出張所

※ 一部相談内容によっては各所属の窓口を案内

2. 開設期間

令和6年2月1日（木）から（土・日曜・祝日含む）

3. 開設時間

午前9時から午後6時まで

4. 相談可能な内容等

罹災証明書の交付・説明、被災届出証明書、住宅の応急的な修理、市営住宅の提供、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金、損壊家屋の公費解体、上下水道料金の免除、国民年金保険料の免除 など（24日から開設している被災相談窓口と同一）